

# 緊急！今国会が正念場！！

損税の還付が  
受けられる

## 医療の「ゼロ税率」適用を

求める院長署名にご協力ください

東京保険医協会 会長 鶴田 幸男

診療報酬が非課税のため、医療機関は仕入れに係る消費税を損税として負担し続けてきましたが、12月末の「税制改正大綱」で損税解消の「結論」が出される予定です。

厚労省は、損税分を診療報酬で補填したといいますが、2016年度の補填率は全体で92.5%しかない上、中医協分科会で正確な補填率が出せないことが分かりました。私たちとしても、物価や人件費などの上昇があり補填は実感できません。

保団連の調査では、無床診療所の損税負担は176万円にのぼり、非課税収入の2.3%超を占めます（右表）。消費税が10%に上がれば医療機関経営は成り立ちません。

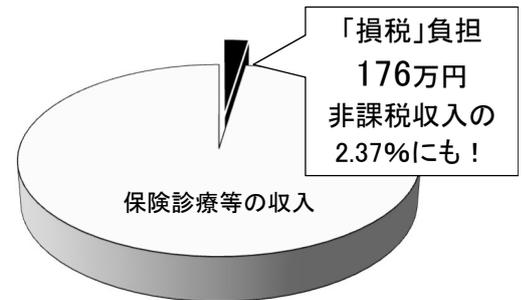
協会は、損税を抜本的に解消するために、「ゼロ税率」(\*)

の適用を求めています。現に輸出免税事業者は仕入れにかかった消費税の還付を受けており、医療にもこのしくみを利用することで損税分がそのまま医療機関に還付されます。

今国会が正念場です！今こそ開業医が声を上げなければ積年の損税問題は解消されません。

ぜひ本署名へのご協力をお願いいたします。

※「ゼロ税率」については東京保険医新聞の10/5、10/15号および協会HPをご参照ください。



都内無床診 (n=78)

保団連・消費税負担額概算調査(東京分)  
「保険収入等に占める損税負担の値」平均値

※東京保険医協会へFAX(03-5339-3449)にて返信をお願いいたします。

内閣総理大臣 殿／厚生労働大臣 殿／財務大臣 殿／国会議員 各位

私たち医師は、以下の事項を強く要望いたします

### 一、医療にかかる消費税は「ゼロ税率」を適用すること

住 所：

医療機関名：

氏 名：

(ゴム印でも結構です)

私の一言

※本年5月に実施した院長署名(全国6,302筆、うち東京協会分658筆)は、6月14日に大臣及び国会議員に提出し、損税解消を訴えました。

★前回ご協力いただいた先生も、改めてご署名ください。

一次締切 11月10日(土)

【お問い合わせ先】東京保険医協会 経営税務部 TEL:03-5339-3601 FAX:03-5339-3449